

専門意見聴取会の設置について

1 目的

性的少数者の人権尊重に関する今後の取組について、専門的な観点から御意見をいただくため、専門意見聴取会^{*}を設置する。

※「京都市人権文化推進懇話会」開催要綱
(専門意見聴取会)

第6条 市長は、特定の事項に関して専門的な観点から意見を聴取する必要があると認めるときは、専門意見聴取会を開催し、懇話会委員、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者から、意見を聴くことができる。

2 委員

懇話会委員（座長）、及び性的少数者の人権に識見を有する者（学識者、性的少数者の支援団体等）を想定。

3 予定

第1回を12月上旬頃に開催。その後は検討の進捗状況を踏まえつつ、適宜開催。